

○国立大学法人筑波技術大学安全衛生委員会規程

〔平成17年10月3日〕
規程第23号

最終改正 令和6年3月5日規程第6号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学安全衛生管理規程(平成17年規程第47号)に基づき、安全衛生委員会(以下「委員会」という。)の構成、運営、調査審議事項等を定め、安全衛生管理活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

(調査審議事項)

第2条 委員会は、前条の目的を遂行するため、次の事項を調査審議するとともに、学長に対して、必要な意見を提出するものとする。

- (1) 職員の危険防止及び健康障害防止の基本的な対策に関すること。
- (2) 職員の健康保持増進を図るための基本となるべき対策及び実施計画の作成に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策に関すること。
- (4) 安全衛生に関する規程の作成に関すること。
- (5) 安全衛生教育の実施計画の作成に関すること。
- (6) 新規に導入する機械、器具その他の設備又は原材料に係る危険及び健康障害の防止に関すること。
- (7) 作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること。
- (8) 健康診断及びその結果に対する対策の樹立に関すること。
- (9) 職員が化学物質にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関すること。
- (10) 濃度基準値設定物質について、職員がばく露される程度を濃度基準値以下とするために講ずる措置に関すること。
- (11) 化学物質のリスクアセスメント結果に基づき、学長が必要であると認めた場合に実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- (12) 濃度基準値設定物質について、職員が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときに実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- (13) 快適な職場環境の形成に関すること。
- (14) その他安全衛生に必要と認められる重要な事項に関すること。

(構成員)

第3条 委員会の委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 安全衛生管理責任者

- (2) 衛生管理者
- (3) 保健管理センター長
- (4) 産業医
- (5) 安全及び衛生に関する経験を有する者の中から学長が指名する者
- (6) 安全管理担当者及び衛生管理担当者
- (7) その他学長が指名する者 若干人

2 委員長は、安全衛生管理責任者とする。

3 副委員長は、委員のうちから安全衛生管理責任者の代理者とする。

(任務)

第4条 委員長は、委員会を統括するとともに、会議の議長を務め、委員会の付議事項及びその他必要な事項を処理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代行する。

3 委員は、委員会に出席し、第2条に定める事項について意見を述べるよう努め、常に職場環境や安全衛生に関する事項に留意し、安全衛生管理活動に寄与するよう努めるものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が辞職等により、欠員が生じた場合はすみやかに補充する。補欠の委員の任期については、前任者の残任期間とする。

(開催)

第6条 委員会は、毎月1回定期に開催するほか、次の場合に委員長の招集によって開催する。

- (1) 緊急性のある調査審議事項が発生したとき。
- (2) その他学長又は委員長が必要と認めたとき。

(事務)

第7条 事務は、安全衛生を担当する課とし、主として次の事務を行う。

- (1) 委員会の招集及び付議に関すること。
- (2) 委員会に必要な資料の準備及び配布に関すること。
- (3) 委員会の議事録の作成、配布及び保管に関すること。
- (4) その他委員会に関すること。

2 議事録及び重要事項の記録は、これを3年間保存するものとする。

附 則

この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月5日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。